



佐賀労働局発表
令和4年3月25日(金)

【照会先】
佐賀労働局労働基準部賃金室
室長 野村 徹哉
賃金指導官 河野 有美
(電話) 0952(32)7179(直通)

佐賀県婦人既製服製造業最低工賃が 令和4年4月24日から引き上げ

1 佐賀労働局長（加藤博之）は、「佐賀県婦人既製服製造業最低工賃」について別紙1のとおり改正決定を行い、本日官報公示しました。

これにより、佐賀県婦人既製服製造業最低工賃は、令和4年4月24日（日）から別紙2（引上げ合計額26円、引上げ率15.1%）のとおり引き上げられることが確定しました。（工程の詳細は別紙3）

2 最低工賃は、佐賀県内において、婦人既製服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者とその家内労働者に業務委託する委託者に対して適用されます。

3 今後、佐賀労働局では、改定後の佐賀県婦人既製服製造業最低工賃について、県内の委託者や家内労働者に広く周知するとともに、その履行確保を図っていくこととしています。

※1）最低工賃とは、ある物品について、その一定の単位ごとに工賃の最低額を決めるものです。厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内で一定の業務に従事する工賃の低い家内労働者の労働条件を改善するために必要があるときは、審議会の意見を聴いて、家内労働者と委託者に適用される最低工賃を決定することができます。

※2）最低工賃が定められている業種・地域にあつては、委託者は最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。最低工賃額未満の工賃を支払った場合は、家内労働法違反として処罰されることがあります。

★「委託」の定義（家内労働法第2条第1項）

委託とは次の行為をいいます。

- ① 他人に物品を提供して、その物品を部品・附属品又は原材料とする物品の製造、加工などを委託すること。
- ② 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品・附属品又は原材料とする物品の製造、加工などをした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。

★「家内労働者」の定義（家内労働法第2条第2項）

家内労働者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- ① 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者から委託を受けること。
- ② 物品の提供を受け、その物品を部品・附属品または原材料とする物品の製造、加工などに従事すること。
- ③ 委託業者の業務の目的である物品の製造加工などを行うこと。
- ④ 主として、労働の対償を得るために働くものであること。
- ⑤ 本人のみ、または同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

★「委託者」の定義（家内労働法第2条第3項）

委託者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- ① 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者であること。
- ② その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。
- ③ 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、附属品または原材料とする物品の製造、加工などを頼むこと。
- ④ 家内労働者に直接仕事を委託すること。

家内労働法では、委託者や家内労働者に対して、次のような義務が定められています。

★家内労働手帳（家内労働法第3条）

委託者は、家内労働者との間のトラブルの発生を防止するため、仕事内容、報酬等の委託の条件を明記した家内労働手帳を委託、物品の受領又は工賃支払いのつど、家内労働者に交付しなければなりません。家内労働手帳は伝票式のモデル様式が定められています。

《基本委託条件の通知》

～委託の原材料の引渡までに～

- ・家内労働者の氏名
- ・委託者の氏名
- ・営業所の名称・所在地
- ・工賃の支払方法その他委託条件など

《注文伝票》

～原材料の受渡のつど～

- ・委託業務の内容
- ・納入物品の数量
- ・工賃単価
- ・工賃の支払期日
- ・納品の時期など

《受入伝票》

～物品の受渡・工賃支払のつど～

- ・受領年月日
- ・工賃支払額など

★工賃支払いの確保（家内労働法第6条）

(1) 工賃は原則として、通貨でその全額を支払わなければなりません。

ただし、家内労働者の同意がある場合には、郵便為替の交付、銀行その他の金融機関に対する預金口座または貯金口座への振込みにより支払うこともできます。

(2) 工賃は、原則として家内労働者から物品を受領した日から1か月以内に支払わなければなりません。また、毎月一定期日を工賃締切日としている場合には、その工賃締切日までに受け取った物品全ての工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。

★帳簿の備付け（家内労働法第27条）

委託者は、家内労働者ごとに氏名や工賃支払額など必要事項を記載した帳簿を作成し、備え付けておかなければなりません。また、この帳簿は最後に記入した日から5年間保存しなければなりません。

～各種様式は厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。～

最低工賃の改正決定に関する公示

佐賀労働局最低工賃公示第 1 号

家内労働法(昭和 45 年法律第 60 号)第 10 条の規定に基づき、佐賀県婦人既製服製造業最低工賃(平成 12 年佐賀労働基準局最低工賃公示第 1 号)の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第 12 条第 1 項の規定により公示する。

令和 4 年 3 月 25 日

佐賀労働局長 加藤 博之

佐賀県婦人既製服製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 佐賀県の区域内で婦人既製服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第 1 号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額

ただし、金額欄に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1 センチメートル当たり換算した金額とする。この場合、1 センチメートル未満の長さは 1 センチメートルに切り上げるものとする。

工 程	規 格	金 額	
身返し端まつり(千鳥)	針目が 3 cm 間隔に 5 針以上	1 か所につき 10 円	
身返し星入れ	針目が 3 cm 間隔に 3 針以上	10 cm につき 9 円	
裾まつり	針目が 3 cm 間隔に 4 針以上	15 cm につき 9 円	
スナップ付け	1 cm 型	1 組につき 13 円	
鍵ホック付け	ウエスト用前かん	1 組につき 20 円	
	ウエスト用以外	1 組につき 14 円	
ボタン付け	飾りボタン	1 個につき 6 円	
	根巻きボタン	力ボタン付き	1 個につき 11 円
		力ボタン無し	1 個につき 8 円
鎖系ループ付け	系ループ作り付け	1 か所につき 9 円	
	既製ループ付け	1 か所につき 5 円	
ベント止め	×印仕付け止め	1 か所につき 6 円	
プリーツ仕付け	×印仕付け止め	1 か所につき 6 円	
袖付け裏まつり	針目が 3 cm 間隔に 7 針以上	10 cm につき 11 円	
袖口裏まつり	針目が 3 cm 間隔に 7 針以上	10 cm につき 12 円	
肩パット付け	部分止め	1 組につき 24 円	
	肩線止め	1 組につき 10 円	
糸くず取り		1 枚につき 15 円	

4 効力発生の日 令和 4 年 4 月 24 日

佐賀県の最低工賃

発効4年4月24日

適用者

佐賀県内で婦人既製服製造業に係るまとめの業務に従事する**家内労働者**と、
その家内労働者に業務を委託する**委託者**



婦人既製服製造業に係るまとめの業務

行 程	規 格	金 額			
			(旧)	(新)	
身返し端まつり(千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	1か所につき	8円	10円	
身返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき	8円	9円	
裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上	15cmにつき	7円	9円	
スナップ付け	1cm型	1組につき	11円	13円	
鍵ホック付け	ウエスト用前かん	1組につき	18円	20円	
	ウエスト用以外	1組につき	13円	14円	
ボタ ン 付 け	飾りボタン	1個につき	5円	6円	
	根巻きボタン	カボタン付き	1個につき	9円	11円
		カボタン無し	1個につき	7円	8円
鎖系ループ付け	糸ループ作り付け	1か所につき	8円	9円	
	既製ループ付け	1か所につき	4円	5円	
ベント止め	×印仕付け止め	1か所につき	5円	6円	
プリーツ仕付け	×印仕付け止め	1か所につき	5円	6円	
袖付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき	9円	11円	
袖口裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき	10円	12円	
肩パット付け	部分止め	1組につき	22円	24円	
	肩線止め	1組につき	9円	10円	
糸くず取り		1枚につき	14円	15円	

【注意】

金額欄に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1cmあたりに換算した金額とする。この場合、1cm未満の長さは1cmに切り上げる。

【その他】

委託契約にあたっては、家内労働手帳を交付し、必要事項の取り決めをしましょう。
家内労働災害の防止を図りましょう。
いわゆる「インチキ内職」に注意しましょう。

【問い合わせ先】

佐賀労働局又は最寄りの労働基準監督署へ
佐賀労働局労働基準部賃金室 ☎ 0952 - 32 - 7179
佐賀労働基準監督署 ☎ 0952 - 32 - 7133 唐津労働基準監督署 ☎ 0955 - 73 - 2179
武雄労働基準監督署 ☎ 0954 - 22 - 2165 伊万里労働基準監督署 ☎ 0955 - 23 - 4155



厚生労働省
家内労働のしおり



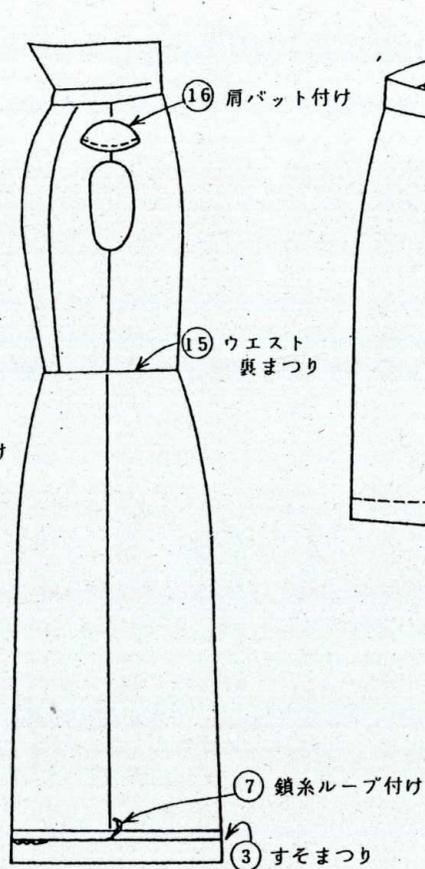
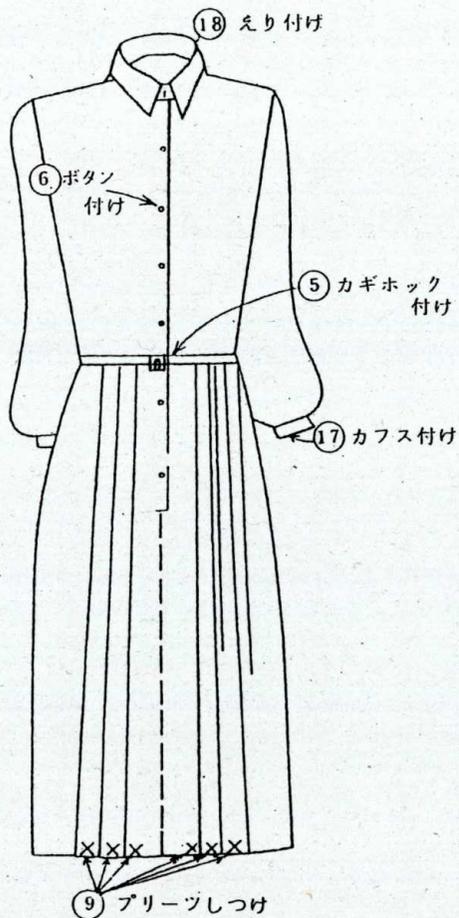
佐賀労働局
家内労働関連



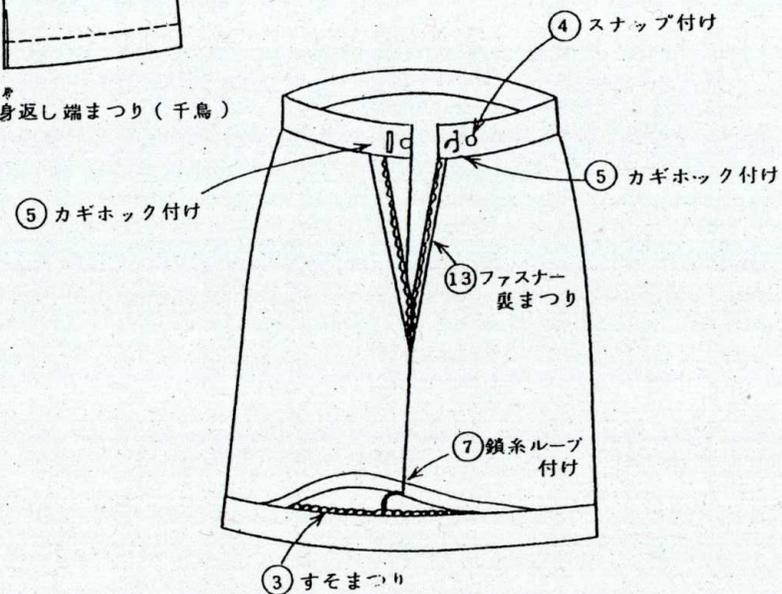
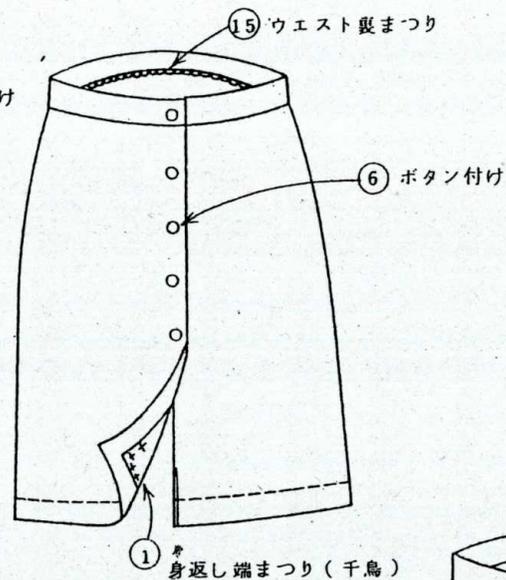
佐賀労働局
<https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/home.html>

婦人既製洋服まとめ作業工程解説図

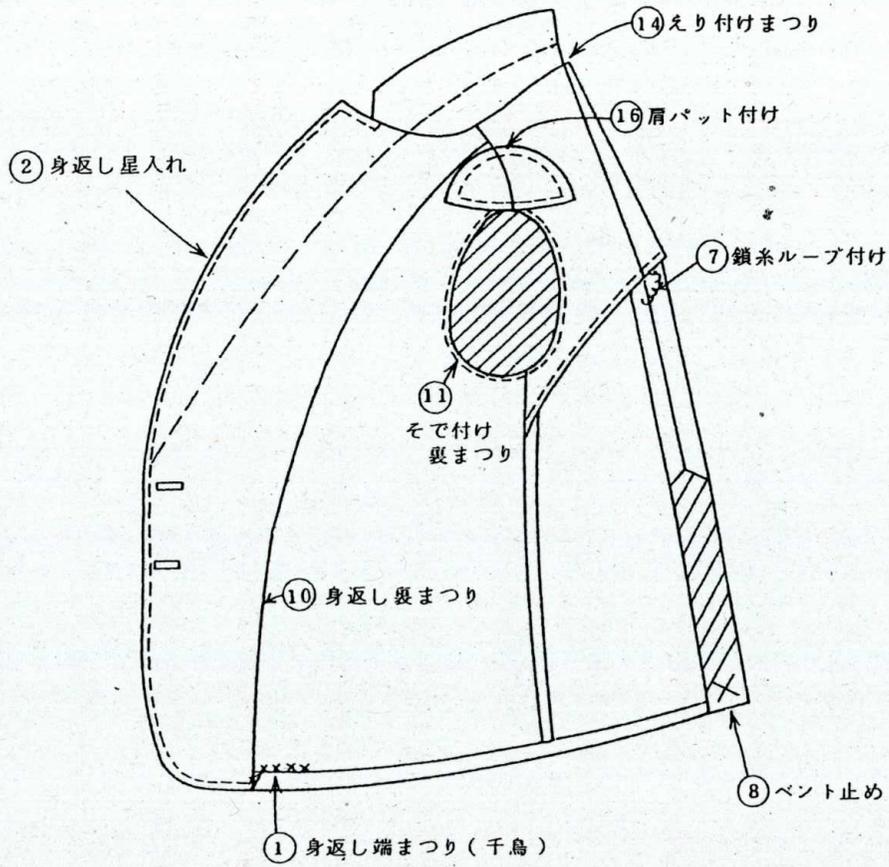
ワンピース



スカート



ブレザーコート 裏面



ブレザーコート 表面

